

【いじめ防止基本方針】

平成30年5月1日
潮来市立津知小学校

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

【いじめの定義】（いじめ防止対策推進法第2条）
児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（1）基本方針策定について

本校では、【いじめの定義】を踏まえ、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

（2）いじめ防止の5つの基本姿勢

- ① 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ② いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ③ いじめの早期発見のために、日常的な実態把握と定期的な情報収集を行う。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、児童一人一人の自己有用感を育むことができるよう努める。「いじめは人間として絶対に許されないこと」「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないこと」「いじめを周りの大人に伝えることは正しい行為であること」について、児童に指導を徹底する。また、学校の教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等についての指導を行う。特に道徳や特別活動の時間を通して、これらの指導内容を意識した指導計画を立て実践する。

（1）児童一人一人の自己有用感を育む教育活動を推進する。

- ① 児童一人一人の活動を保証する授業の展開
- ② 縦割り班活動
全校児童による異学年の交流活動によって、児童の人間関係を活性化し、助け合い協力し合う心情を育てる。
- ③ 人との関わり方を身に付けるためのソーシャルスキルトレーニング
自他の思いや考えが違うことに気づき、その中で認められる自分を感じることで自尊感情を育めるようにする。
- ④ 人とつながる喜びが味わえる体験活動
友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる豊かな心の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション能力を育成する。また、学校行事や集会活動、総合的な学習の時間や生活科等の体験的活動を通して、道徳性を育成する。

（2）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを推進する。

- ① さわやかマナーあいさつ運動（小中連携を含む）
児童・生徒・PTA、地域安全ボランティアが笑顔であいさつを交わし合える活動を推進する。
- ② いじめ防止のための集会活動「えがおの集会」の実施
年間5回、いじめについて考え話し合う全校集会を設ける。
- ③ 道徳教育の充実
- ④ 人権教育の充実
特別活動や総合的な学習の時間において、学年に応じた人権についての学習活動を計画的に実施する。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

「いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことで、児童の小さな変化を見逃さないという共通認識、共通実践が重要なポイントである。

(1) いじめの早期発見

- ① 普段の生活の観察や「いじめ早期発見のためのチェックシート」などで、様子がおかしいと感じた児童がいる場合は、ためらわずに情報を共有し、全職員で当該児童の具体的な状況を把握し、対応に当たる。
- ② 児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確認する。また、状況に応じてスクールカウンセラーを活用する。
- ③ 月1回の「いじめについてのアンケート」により、児童の悩みや人間関係を把握する。
- ④ 「学校生活に関するアンケート」を年2回行い、児童の学校生活の様子を把握する。
※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。
※ いじめられていても、本人がそれを否定することもあるので、様子をきめ細かく観察して確認を行う。

(2) いじめの早期解決

- ① いじめを認知したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員で対応を協議し、生徒指導主事を中心とした「対策チーム」を編成して、早期解決にあたる。また、速やかに教育委員会に報告する。
- ② 事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、懲戒や出席停止など、毅然とした態度で指導にあたる。
- ④ いじめられている児童のメンタルヘルスのために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行う。
- ⑤ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であることを指導する。
- ⑥ 事案が解消したと確認されてもその後3か月は経過観察を行う。

(3) いじめの「重大事態」における対応

【重大事態】(いじめ防止対策推進法第28条第1項)

- ア) 「いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- (※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」を含む。)

- ① 上記のような重大事態があった場合は、すぐに教育委員会に報告する。
※イ)について、潮来市教育委員会「いじめの重大事態に係る対応マニュアル(平成29年11月)」により、いじめによる欠席が1週間継続したとき、または継続していないものの欠席が7日間となったとき(ただしその期間に関わらず重大事態の疑いがあるときは)は直ちに教育委員会に報告する。
- ② 学校と教育委員会が連携し、必要に応じて関係機関や専門家を活用するなどの方策により、早期解決を図る。

(4) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をより以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。家庭と連携・協力して問題解決にあたる。
- ② 事案の解決後も関係した児童の学校生活が充実したものとなるよう被害者や加害者の児童及び保護者に対して継続的な支援を行い、事案が再燃しないように注意する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 生徒指導連絡協議会
月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図り、速やかな問題解決に努める。
- ② いじめ防止対策委員会
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラーによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催し、速やかな問題解決に努める。

(2) 地域及び関係機関と連携した組織(「いじめの防止等の対策のための組織」)

- ① 緊急な対応を要する生徒指導上の問題が発生した場合は、緊急生徒指導連絡協議会を開催する。
- ② 緊急生徒指導連絡協議会の基本構成員は、次のとおりとする。
校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、PTA会長、該当学級担任、主任児童委員、児童相談所、市福祉課、警察等、必要に応じて構成する。